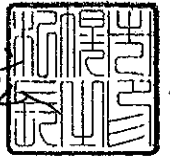


札幌市事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年7月 3 日

札幌市長

秋 元 克 本



札幌市規則第 46 号

札幌市事務分掌規則の一部を改正する規則

札幌市事務分掌規則（昭和47年規則第23号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表1（5）財政局の表税政部の項税制課の目中第6号を削り、第7号を第6号とする。
- (2) 別表3財政局税政部の款各市税事務所（中央、北部、東部、南部、西部）の項納税課の節第8号中「維持管理」の次に「（中央にあつては、中央健康づくりセンターの維持管理（市長が定めるものに限る。）を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、令和7年7月22日から施行する。